

関東森林管理局仕様書の一部改正について（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>IV 関東森林管理局仕様書</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 植付（裸苗）</p>	<p>IV 関東森林管理局仕様書</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 植付（裸苗）</p>
<p>(1) 裸苗の調達</p> <p>① 苗木の調達は請負者において行うこととするが、調達に当たっては、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法（昭和45年5月22日法律第89号）第12条第1項に定められた生産者登録証写を提出し、承諾を受けることとする。</p> <p>②～③ （略）</p> <p>(2) 苗木の品質・規格</p> <p>① <u>種子の採取地及び育成地が林業種苗法第24条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する配布区域内の苗木を使用すること。</u></p> <p>② <u>①の定めがない樹種</u>については、種子の採種地が<u>可能な限り</u>地元県産又は近県であり、種子の産地が明確であること。</p> <p>③ <u>スギ、ヒノキは、可能な限り花粉の少ない苗木（特定苗木若しくは無花粉又は少花粉若しくは低花粉）であること。</u></p> <p>④ （略）</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>(5) 苗木貯蔵箱等による輸送及び保管等の取扱い</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ 保管上の取扱い</p> <p><u>ア</u> （略）</p> <p><u>イ</u> （略）</p> <p><u>ウ</u> （略）</p> <p><u>エ</u> （略）</p> <p><u>オ</u> （略）</p> <p>④ 開封後の取扱い</p> <p><u>ア</u> （略）</p> <p><u>イ</u> （略）</p>	<p>(1) 裸苗の調達</p> <p>① 苗木の調達は請負者において行うこととするが、調達に当たっては、<u>極力地元都県産とし</u>、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法（昭和45年5月22日法律第89号）第12条第1項に定められた生産者登録証写を提出し、承諾を受けることとする。</p> <p>②～③ （略）</p> <p>(2) 苗木の品質・規格</p> <p>① <u>スギ、ヒノキの苗木は、都県の育種場で採取された種穂を育苗した苗木であって、可能な限り花粉症対策苗木（無花粉、少花粉及び低花粉苗木）又は、特定母樹から採取された種穂を育苗した苗木とし、これらの証明書写を添付することとする。</u></p> <p>② <u>スギ、ヒノキ以外</u>については、種子の採種地が地元県産又は近県であり、種子の産地が明確であること。</p> <p>③ <u>種子の採取地及び育成地が林業種苗法第24条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する配布区域内である苗木を使用することとする。</u></p> <p>④ （略）</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>(5) 苗木貯蔵箱等による輸送及び保管等の取扱い</p> <p><u>ア</u> （略）</p> <p><u>イ</u> （略）</p> <p><u>ウ</u> 保管上の取扱い</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ （略）</p> <p><u>エ</u> 開封後の取扱い</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p>

(6) 作業の方法

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ 植付方法
 - ア (略)
 - イ (略)
 - ウ (略)
 - エ (略)
 - オ (略)
 - カ (略)

(7) 作業記録
(略)

5 植付 (コンテナ苗)

(1) 苗木の調達

① 苗木の調達は請負者において行うこととするが、調達に当たっては、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法 (昭和 45 年 5 月 22 日法律第 89 号) 第 12 条第 1 項に定められた生産者登録証写を提出し、承諾を受けることとする。

②～③ (略)

(2) 苗木の品質・規格

① 種子の採取地及び育成地が林業種苗法第 24 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指定する配布区域内の苗木を使用することとする。

② ①の定めがない樹種については、種子の採種地が可能な限り地元県産又は近県であり、種子の産地が明確であること。

③ スギ、ヒノキは、可能な限り花粉の少ない苗木 (特定苗木若しくは無花粉又は少花粉若しくは低花粉) であること。

④ (略)

(3) ～ (4) (略)

(5) 苗木貯蔵箱等による輸送及び保管等の取扱い

① (略)

② (略)

③ 保管上の取扱い

(6) 作業の方法

- ア (略)
- イ (略)
- ウ (略)
- エ (略)
- オ 植付方法
 - ① (略)
 - ② (略)
 - ③ (略)
 - ④ (略)
 - ⑤ (略)
 - ⑥ (略)

(7) 作業記録
(略)

5 植付 (コンテナ苗)

(1) 苗木の調達

① 苗木の調達は請負者において行うこととするが、調達に当たっては、極力地元都県産とし、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法 (昭和 45 年 5 月 22 日法律第 89 号) 第 12 条第 1 項に定められた生産者登録証写を提出し、承諾を受けることとする。

②～③ (略)

(2) 苗木の品質・規格

① スギ、ヒノキの苗木は、都県の育種場で採取された種穂を育苗した苗木であって、可能な限り花粉症対策苗木 (無花粉、少花粉及び低花粉苗木) 又は、特定母樹から採取された種穂を育苗した苗木とし、これらの証明書を添付することとする。

② スギ、ヒノキ以外については、種子の採種地が地元県産又は近県であり、種子の産地が明確であること。

③ 種子の採取地及び育成地が林業種苗法第 24 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指定する配布区域内である苗木を使用することとする。

④ (略)

(3) ～ (4) (略)

(5) 苗木貯蔵箱等による輸送及び保管等の取扱い

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

- ア (略)
- イ (略)
- ウ (略)
- エ (略)
- オ (略)

④ 開封後の取扱い

- ア (略)
- イ (略)

(6) 作業の方法

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ (略)

⑤ 植付方法

- ア (略)
- イ (略)
- ウ (略)
- エ (略)
- オ (略)

(7) 作業記録
(略)

6 下刈 (全刈) ~12 林地除草剤散布 (略)

(削る。)

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ (略)

エ 開封後の取扱い

- ① (略)
- ② (略)

(6) 作業の方法

- ア (略)
- イ (略)
- ウ (略)
- エ (略)

オ 植付方法

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ (略)

(7) 作業記録
(略)

6 下刈 (全刈) ~12 林地除草剤散布 (略)

13 枝打ち

(1) 対象木

- ① 枝打の対象木の選木は、標準地に準じて行うものとし、胸高直径が7 cmに満たないものであって、被害のない通直なもの（幹長3 mの間に2 cm以上の曲がりがないもの）で、かつ除・間伐時に伐採の対象とならないものとする。
- ② 林縁木については、原則として実施しないこととする。
- ③ 2回目以降は、前回枝打を行ったものとする。

(2) 作業方法

- ① 1回の枝打高は、1.5~1.8mを目安に幹の直径約5 cmの位置まで行うものとする。
- ② 生枝、枯死枝ともに樹幹に接した位置で、樹幹に平行かつ平滑になるよう丁寧に切断するものとする。

<p style="text-align: center;">13 保育間伐</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p style="text-align: center;">14 歩道整備 (新設)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p style="text-align: center;">15 歩道整備 (修理)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p style="text-align: center;">16 シカ防護柵設置</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p style="text-align: center;">17 単木保護資材設置</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p style="text-align: center;">18 忌避剤散布</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p>	<p>③ <u>巻き込みを早めるため、残枝長はなるべく短くするよう行うこととする。また、切り口面はできるだけ小さく正円に近いかたちで仕上げる。ただし、枝隆のある太い枝は、枝隆の中間部を切断するものとする。</u></p> <p>④ <u>樹幹の形成層を損傷しないよう留意し、葉量が多く、枝打作業途上で裂けるおそれのある枝は、一旦途中で切断した後、更に仕上げの切断をする等の方法によるものとする。</u></p> <p>⑤ <u>使用器具は、良く切れる両刃の鉋、斧、鎌及び枝打ち鋸を使用するものとし、予め監督職員の確認を受けたものを使用することとする。</u></p> <p>⑥ <u>実施時期は、指定された場合を除き、林木の成長休止期に行うこととする。</u></p> <p>(3) <u>枝条等の整理、片付け</u> <u>切断した枝条については、転落しないように安定させて置くこととする。また、林道や歩道上に散乱した枝条については通行に支障とならないように片付けておくこととする。</u></p> <p style="text-align: center;">14 保育間伐</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p style="text-align: center;">15 歩道整備 (新設)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p style="text-align: center;">16 歩道整備 (修理)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p style="text-align: center;">17 シカ防護柵設置 (新設)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p style="text-align: center;">18 単木保護資材設置</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p style="text-align: center;">19 忌避剤散布</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p>
---	--

<p style="text-align: center;">19 丸太筋工 <u>(更新、保育等の主たる造林作業の付帯として行う場合に限る)</u></p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p style="text-align: center;">20 末木枝条集積 (略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p style="text-align: center;">21 防火線刈払</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p style="text-align: center;">22 松くい虫防除事業 (特別防除)</p> <p>(1) ~ (14) (略)</p> <p style="text-align: center;">23 松くい虫防除事業 (地上散布)</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p style="text-align: center;">24 松くい虫防除事業 (樹幹注入)</p> <p>(1) ~ (2) (略) (3) 使用薬剤等</p> <p>① (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 品質が保証されており、高い防除効果が期待できること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>ア (略)</p>	<p style="text-align: center;">20 丸太筋工</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p style="text-align: center;">21 末木枝条集積 (略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p style="text-align: center;">22 防火線刈払</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p style="text-align: center;">23 薬剤散布 (空中)</p> <p>(1) ~ (14) (略)</p> <p style="text-align: center;">24 薬剤散布 (地上)</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p style="text-align: center;">25 樹幹注入</p> <p>(1) ~ (2) (略) (3) 使用薬剤等</p> <p>① (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 品質が保証されており、高い防除効果が期待できること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>ア (略)</p>
--	--

イ (略)

ウ (略)

(4) 作業手順及び留意点

① 健全性の再チェック、注入量の決定

ア (略)

イ (略)

② 孔あけ

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

③ 注入 (小容器使用の場合)

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

④ 注入 (大型容器の場合)

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

⑤ 設置後のチェックと打ち換え

ア (略)

イ (略)

⑥ 注入後の注入孔の処理

ア (略)

イ (略)

⑦ 容器の回収

(略)

(5) 実施状況の記録

(略)

① (略)

② (略)

(6) 完了の報告等

(略)

イ (略)

ウ (略)

(4) 作業手順及び留意点

① 健全性の再チェック、注入量の決定

ア (略)

イ (略)

② 孔あけ

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

③ 注入 (小容器使用の場合)

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

④ 注入 (大型容器の場合)

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

⑤ 設置後のチェックと打ち換え

ア (略)

イ (略)

⑥ 注入後の注入孔の処理

ア (略)

イ (略)

⑦ 容器の回収

(略)

(5) 実施状況の記録

(略)

① (略)

② (略)

(6) 完了の報告等

(略)